

船舶事故等調査報告書

平成22年7月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第19号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年12月27日 12時10分ごろ	
発生場所	島根県松江市恵曇町北東方沖 多古鼻灯台から真方位282° 4.2海里付近 (概位 北緯35° 37.1' 東経133° 00.3')	
事故等調査の経過	平成22年2月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 108 祐生丸、19トン SN2-2752、祐生水産有限会社 B 漁船 第二豊要丸、1.09トン SN3-19519、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定甲板員、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 船首部に擦過傷 B 船首部にき裂	
事故等の経過	A船は、船長ほか1人が乗り組み、恵曇町北東方沖を約14.3ノットの対地速力で北東進中、B船は、船長が1人で乗り組み、漂泊して漁ろう中、平成21年12月27日12時10分ごろ、両船が衝突した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2 海象：潮汐 下げ潮の初期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船が恵曇町北東方沖を北東進中、甲板員Aが、適切な見張りを行っていなかったものと考えられる。 B船は、漂泊して漁ろう中、船長Bが、A船との衝突を避けるための動作をとらなかったものと考えられる。
原因	本事故は、恵曇町北東方沖において、A船が北東進中、B船が漂泊して漁ろう中、甲板員Aが、適切な見張りを行わず、また、船長Bが、A船との衝突を避けるための動作をとらなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	